

新型コロナウイルス感染症に関連した 人権への配慮について

令和2年4月16日更新

町民の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染が急速に広がる中、滋賀県内においても日々感染が確認されています。

こうした中、感染された人やそのご家族、また医療機関の関係者やそのご家族、特定の国の人などに対し、不当な扱いや、いやがらせ、いじめを行ったり、SNS等での誹謗中傷や差別的な書き込みをしたりする行為が見られるなど、不確かな情報や誤った認識に惑わされて人権侵害につながる事象が起っています。こうした人権侵害は決して許されるものではありません。

感染された人等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安をあおり、感染拡大防止の取り組みの妨げにもなります。感染のリスクは誰にでもあります。その中で、感染症のまん延を防ぐには、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報のもと、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって冷静に行動することが何よりも大切です。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

法務省人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの人権相談を受け付けています。一人で悩まずに、ご相談ください。

人権に関する相談窓口

●みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）

TEL 0570-003-110（平日 午前8時30分～午後5時15分）

※最寄りの法務局・支局につながります。

●子どもの人権 110 番

TEL 0120-007-110（平日 午前8時30分～午後5時15分）

●外国語人権相談ダイヤル（Foreign-language Human Rights Hotline）

TEL 0570-090911（平日 午前9時00分～午後5時00分）

●インターネットによる人権相談窓口

法務省インターネット人権相談

⇒ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

